

現在の受給者証の有効期限は6月30日(土)です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月中旬に郵送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。

▼対象者

①ひとり親家庭の父か母と児童
②祖父(母)と孫、または兄(姉)と弟妹
③父母のない児童
※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外

①前年(1～6月申請分は前々年)

と、6月分以降の手当が受けられませんが、注意してください。

●ひとり親家庭医療費(申請での更新)
●重度心身障がい者医療費(自動更新)

に所得税が課税されている家庭 ※税の扶養状況で、課税されていても対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

●福祉課児童福祉係 ☎985-4114

【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

●福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

医療費助成の更新

●ひとり親家庭医療費(申請での更新)
●重度心身障がい者医療費(自動更新)

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届では、毎年6月1日の状況を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかを判断します。

対象者には、6月8日ごろに案内文書を郵送します。提出しない

児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

と、6月分以降の手当が受けられませんが、注意してください。

●福祉課児童福祉係 ☎985-4114



平成31年度採用

松前町職員を募集します



A～D

7月22日(日)
10時～

1次試験日時

E・F

9月16日(日)
9時～

試験区分	採用予定数	受験資格	1次試験(会場:松前町役場ほか)	2次試験
A 一般事務(上級)	5人程度	昭和60年4月2日～平成9年4月1日生まれの人	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 選択制 ほか	口述(面接) 試験・作文試験
B 土木(上級)	1人程度	昭和60年4月2日～平成9年4月1日生まれの人	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(土木) ほか	
C 建築(上級)	1人程度	昭和60年4月2日～平成9年4月1日生まれの人	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(建築) ほか	
D 保育士(中級)	3人程度	■昭和60年4月2日～平成11年4月1日生まれの人 ■保育士資格取得者または平成31年3月末日までに取得見込みの人	教養試験(高校卒業程度) 専門試験(保育士) ほか	
E 土木(社会人経験(上級))	1人程度	■昭和60年4月2日以降に生まれた人 ■民間企業における職務経験が直近7年中5年以上ある人 ■①～③のいずれかの資格を有する人 ①技術士または技術士補 ②RCCM ③測量士または測量士補	社会人基礎試験 ほか	
F 土木(初級)	1人程度	■平成8年4月2日～平成13年4月1日生まれの人 ※大学卒業または大学卒業見込みの人を除く	教養試験(高校卒業程度) 専門試験(土木(高卒)) ほか	

※試験の詳細は、ホームページにある採用試験実施要領で確認してください。

◆申込書交付場所 申込書は町ホームページからダウンロードできるほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分(「一般事務(上級) 請求」など)を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒(92円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封して総務課に送ってください。

◆申し込み方法 原則、郵送をお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》 ①必要事項を記入した申込書
②写真2枚(3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)
※1枚は申込書に貼り、もう1枚は申込書に添えて送ってください。
③返信用封筒(長形3号サイズ。あなたの宛先を明記し、82円切手を貼ったもの)
※申し込み受け付け後、受験票を送付します。
④アピールシート(Eの試験区分のみ)

◆共通受験資格 ①日本国籍を有する人
②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人

◆申込期間 ①②・③を除く8時30分～17時15分

A～D 6月4日(月)～20日(水)
(6月20日執務時間中必着)

E・F 8月1日(水)～14日(火)
(8月14日執務時間中必着)

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

平成30年度 臨時保育士募集中

募集人数は若干名で、個別に面接を行います。随時募集を受け付けますが、決まり次第締め切ります。詳しくは総務課職員係にお問い合わせください。

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 会員募集

子育てのSOSに答える会員登録制の組織で、子育ての手助けを有料で行っています。

◎内容 保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの開始前・終了後・休日の預かり、送迎、保護者の病气・産前産後時の子育ての援助など



【利用会員(子育ての手助けをしてほしい人)】

◎対象 0歳から小学6年生まで
◎利用方法 下記問い合わせ先に電話してください。
登録手続きをした後、サポート会員と顔合わせをして、具体的な援助方法を話し合います。

【サポート会員(子育ての手助けをする人)】

◎対象 20歳以上の子育ての手助けができる人
※性別、資格の有無は問いませんが、下記の講座(計24時間)や実習を受ける必要があります。

【サポート会員養成講座(受講無料)】

◎日時 6月4日(日)、6月6日(火)、7月3日(土)、7月4日(日)、7月5日(月)
9時～17時(日により時間が異なりますので、お問い合わせください)
◎場所 福祉センター 2階集会室
◎申し込み方法 電話で申し込んでください。
◎申込先・問い合わせ
まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

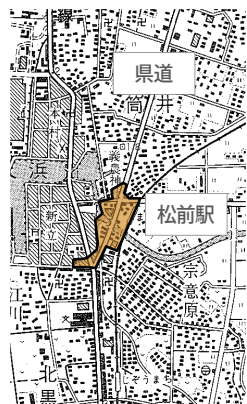
現地調査とは、町内の土地の状況（田、畑、宅地、雑種地など）や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますので、ご協力をお願いします。

平成30年度は「筒井、浜、北黒田の一部」の 地籍調査を行います

地籍調査は、土地に関する戸籍調査というべき基礎的な調査です。法務局が保管する登記簿や公図は、明治・大正期作成のものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、調査を行い、登記簿や公図を修正します。

●地籍調査の効果 データで結果が記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立つほか、災害時も境界を正確に復元でき、迅速な復旧活動が行えます。



●土地所有者の皆さんへ 7月下旬ごろ、地元説明会を開催予定です。関係者には事前に案内文書を送ります。ぜひ参加してください。

●産業課国土調査係

☎ 985-4127

●次のような変更があればご連絡を
①土地の使用状況を変更した場合
②家屋を新築、増築、取り壊した場合（年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません）
③家屋の用途を変更した場合（店舗から住宅に変更した場合など）
④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

●税務課資産税係

☎ 985-4111

付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者は、月額1万6340円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

▼付加年金の受給額 200円×付加保険料を納付した月数

▼2年以上でお得 付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得

です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は加入することができません。

▼申し込み方法 年金手帳（または納付書と認め印（朱肉を使うもの）を持参して手続きをしてください。

▼申込先・問い合わせ先 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5175

年金を受給している人へ 町民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人
昨年度中に65歳になった人（昭和27年4月3日～28年4月2日生まれの人）のうち、公的年金を受給していて、公的年金などの所得に係る町民税の納税義務がある人は、10月の年金支給分から、町民税の特別徴収が始まります。

●65歳以上の人
既に年金から特別徴収で納めて

いる人（昭和27年4月2日以前生まれの人）は、8月支給分で仮徴収が終了し、10月支給分から本徴収が始まります。
対象者には6月に納税通知書を送付します。年金からの特別徴収税額などは、通知書で確認してください。

●税務課町民税係

☎ 985-4110

水道水 安全おいしい 金メダル

6月1日～7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- お風呂 シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。こまめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット（銀色の丸いもの）が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者が修理センター（☎ 984-6569）へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

●上下水道課業務係 ☎ 985-4133

地域交流のために 空家を活用しませんか

町は、今後増加が見込まれる空家を地域交流の場として有効活用するため、空家を改修する団体などに対して補助金を交付します。

▶空家の活用例

- ・サロン（子育て・高齢者など）
- ・ボランティア活動の場
- ・地域の人たちが集う場

▶補助金額（上限50万円）

〔各事業内容の上限〕

- ・空家の改修……………上限50万円
- ・家財道具の搬出入など……上限20万円

Check



申請方法や条件など詳しくは、町HPか左のQRコードから確認を。

▶条件

- ・5年間継続して活動すること
- ・営利目的の活動をしないこと
- ・町税の滞納がないこと など

▶その他

県外からの移住者を対象とした空家改修の補助制度もあります。親族などで本町への移住を考えている人がいましたら、お問い合わせください。



●町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

第68回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全で安心な社会のため、何が求められているのか、自分には何ができるのか一緒に考えてみませんか。

▼日時 7月11日(水) 15時～
▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼記念講演
講師 愛媛県若年性認知症支援コーディネーター 横田麻弥さん
演題 「若年性認知症支援コーディネーター事業について」



●福祉課障がい福祉係
☎985-4155

憩いの場

台地泉公園が完成しました

憩いの場とレクリエーションの場を確保するため整備工事をして、台地泉公園が完成しました。屋根付きのベンチに座って、湧水を眺めながら、のんびりとした時間を過ごしませんか。

▼場所 出作地内(北伊予浄水場の北側)

▼開園日 平成30年4月1日

●まちづくり課管理係

☎985-4156



▼台地泉公園

農地を所有する皆さん
農業委員会を知っていますか

農業委員会は、農業生産の基盤となる農地を守り、有効に活用するため、農地の利用関係の調整などの事務を行っています。

その他、農業の担い手の育成、耕作放棄地の発生防止に取り組み、地域農業が発展するための活動も行っています。

▼相談してください

農地利用などに関する意思決定を行う農業委員と、農地の最適な利用を進める農地利用最適化推進

委員がいます。

農地のことでお困りの人は、担当地区の農業委員か農地利用最適化推進委員に相談してください。

▼相談例

- ・農地を売買したい
- ・農地を貸し借りしたい
- ・農地を宅地などに転用したい
- ・農地を相続したい

●農業委員会事務局

☎985-4131

担当 地区	農業委員	農地利用最適化 推進委員
南黒田 北黒田	住田 公則	田中 昭雄
宗意原 新立 本村 筒井	鳥越 英子	赤星 文人
徳丸	伊藤 彰秀	川端 哲
中川原	中村 清則	本田 啓三
出作	神野 尊久	小笠原 威
神崎	池内 直人	
鶴吉	久津那 良一	済川 康弘
横田	篠崎 保	
大溝		高市 眞一
永田 東古泉	三好 充	
大間 上高柳	大西 薫一	伊賀上 典久
恵久美	大政 浩史	宇野 洋一
昌農内 西高柳	喜安 英男	
西古泉 塩屋	常盤 尚徳	嘉村 恒俊
北川原	大川 助俊	

高齢者の
肺炎球菌感染症予防接種

次の対象者の接種費用の一部を助成します。

接種を希望する人は、医師と相談し、予防接種の効果や副作用について十分理解した上で接種してください。

▶定期接種対象者 町に住民登録がある

- ① 平成30年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人
- ② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の重度の障がいがある人(身体障がい者手帳1級程度)

▶助成回数 生涯1回限り(既にこの予防接種を受けた人は、定期接種として受けることはできません)

▶接種期限 31年3月31日①

▶個人負担 4,000円(受診時に医療機関へ支払い)
※ 生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料(証明書が必要)。

▶接種方法 事前に実施医療機関に予約してください。

▶持参物 高齢者定期予防接種記録カード(対象者①には30年4月に送付済です)と保険証などの身分証明書

※ 接種券・予診票は医療機関にあります。

●健康課保健センター係 ☎985-4118

伊予歯科医師会監修



歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と糖尿病⑤

両者に共通する現代特有の食生活とは何でしょう。糖質(糖分や炭水化物)と脂肪分の取り過ぎです。最も厄介で問題なのが、コーラや炭酸飲料、ジュース、スポーツドリンクなどのペットボトル依存症です。これらが常に冷蔵庫に備蓄されています。糖質を頻回取ると、虫歯の原因になるばかりか、歯周病原菌の好物を提供することにもなります。

皆さん、私たちの体の全血液中の糖の量を知っていますか。たったの4g(角砂糖1個分)にすぎません。ペットボトル500ml中の糖分量はコーラがなんと角砂糖12個分、スポーツドリンクは7個分、天

歯を大切に

然100パーセントとうたわれている野菜ジュースでも12個分も入っているのです。これらの依存症の人の糖分の摂取量を考えるだけで空恐ろしいですね。

野菜ジュースやスポーツドリンクは体にいいだろうと考えて、意識的に取っている人も最近が増えていきます。これらを飲むたびに急激な食後高血糖(血糖値スパイク)を起こし、血糖値を安定化させる体の調節機構がパニックを起こし、調節が効かなくなっていくます。インスリンを出す膵臓は疲弊する一方です。このペットボトル症候群は骨からカルシウムを奪い、血管を傷つけ、免疫力をどんどん下げ、歯周病と糖尿病は悪化する一途となります。

次回は、毛細血管の消失と両者との関連性を見ていきましょう。

町営住宅の入居者を募集します

▼対象者（全ての条件を満たす人）

①町内に1年以上住んでいること

②同居する親族（婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する人を含む）がいること。家族を故意または不自然に分離、合併をする世帯は申し込みできません。

※次のいずれかに該当する人は単身入居を認めます。

・60歳以上の人

・身体障がい者（手帳1～4級）

・生活保護者など

③入居しようとする世帯員の収入月額合計が、条例で定められた基準（一般世帯15万8000円）内であること

④現在、住宅に困窮していること

⑤市町村税などを滞納していないこと

⑥暴力団員でないこと

⑦町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと

⑧入居契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること

⑨入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること

・町内に住んでいること

・入居申込者と同程度以上の収入があること

・保証人同士が別世帯であること

・市町村税を滞納していないこと

▼家賃
毎年度、入居者の所得状況などから算定します。

▼住宅の設備について
【江川・改良住宅】

浴室がありますが、浴槽・給湯設備などは入居者負担になります。

▼申込書の配布・受付期間
6月11日（月）～29日（金）

8時30分～17時15分

※土・日曜日を除きます。

▼申し込み方法

申込書に、次の書類を添えて申し込んでください。

・世帯全員の住民票の写し（本籍地と続柄が記載されたもの）

・平成30年度（29年中の所得）の所得証明書（マイナンバー提示により原則、省略可）

・市町村税の完納証明書

※申込書は、まちづくり課で配布しています。

※入居は、9月以降となる予定です。

▼申込先・問い合わせ
まちづくり課町営住宅係

☎985-4122

	募集住宅名	住所	階層	部屋数	浴室	トイレ	駐車場	共益費	家賃
1	江川住宅 312 号	筒井 1260	4 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	10,500 ～ 30,100 円
2	江川住宅 315 号	筒井 1260	3 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	10,500 ～ 30,100 円
3	江川住宅 316 号	筒井 1260	4 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	10,500 ～ 30,100 円
4	江川住宅 404 号	筒井 1260	4 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100 ～ 28,000 円
5	江川住宅 420 号	筒井 1260	4 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100 ～ 28,000 円
6	改良住宅 9-1 号	筒井 1253	1 階	3DK	あり	水洗	なし	あり	17,000 円

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

集中豪雨に備えた対策を

松前町公式防災
フェイスブックページ



梅雨の時期を迎えるに当たり、集中豪雨に注意が必要です。自然災害は、人の力だけでは防ぎきれないこともあります。しかし、予防対策をすることで、その被害を減らすことはできます。

いざというときに落ち着いて行動できるよう、情報収集と早めの対策を取りましょう。

▶情報収集

テレビやラジオのほか、インターネット（パソコンや携帯電話）でも、気象台が発表する情報や、河川情報を得ることができます。

●松山地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/matsuyama/>

●国土交通省 川の防災情報

<https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>

●県 河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

町も風水害などの災害で避難が必要になった場合、情報を発信します。サイレンなどが聞こえたら、周囲の状況を確認し、避難するなど災害に備えた行動をとってください。

▶早めの対策

松前町は、重信川や長尾谷川などの主要河川の下流域に位置しているため、大雨によって低い土地への浸水や河川の氾濫など大きな被害が出る場合があります。土のうや止水板を常備するなどして、水害による被害を最小限にできるように心掛けましょう。

●土のう

2人で協力してつくります。袋に入れる土は、5～7割程度にすると持ち運びが楽になります。袋は、ホームセンターなどで購入できます。



●止水板

長めの板などを使って出入り口の浸水を防ぎます。



▶今年度の主な取り組み

●防災行政無線を操作する機械を更新し、一度の操作で携帯電話などにも防災情報を伝達できるようにします。

●土のうを備蓄するため、松前消防署に土のう置場倉庫を新たに設置します。

Topics

地域防災力の向上を目指す

松山地方気象台との連携強化

5月11日、県内の地域防災力の向上を支援するため、松山地方気象台の熊原義正台長が岡本町長を訪問しました。

気象台は、町の地域防災計画の見直しに関す

る助言や町長と気象台長とのホットラインの構築、大規模災害発生時のチーム派遣などの支援を行います。気象台や関係機関と連携しながら、町の防災力向上に取り組んでいきます。

